

一般社団法人宮崎県空手道連盟コンプライアンス違反通報・相談窓口設置運用について

【コンプライアンス違反通報・相談窓口の設置】

当連盟は令和3年の法人化に伴い「コンプライアンス違反通報・相談窓口に関する規定」を制定しコンプライアンス違反通報・相談窓口を設置する。(規定参照)

【コンプライアンス違反通報・相談窓口の運用方法】

①嫌がらせ行為防止

嫌がらせ行為防止の観点から匿名の通報に関しては対応を行わない。
但し決定的証拠が示された場合は匿名告発でも受理する。

②通報・相談者の保護

- 1) 対応担当者は通報・相談者の保護のため、通報・相談内容、通報・相談者を秘匿し通報・相談者への不利益が発生しないよう情報管理の徹底に努める。
- 2) 被通報者が通報・相談者を特定する行為を禁止する。なお、このような行為を行った場合は処分対象とする。